

紫波町広報紙制作業務 仕様書

この仕様書は、紫波町（以下「町」という）が実施する広報紙制作業務に係る委託候補者選定に当たり、町が契約する事業者（以下「受託者」という）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を示すものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名 紫波町広報紙制作業務
- (2) 主な業務内容 紫波町広報紙の企画、取材、紙面デザイン、編集、印刷製本、納入、広告代理業務、webコンテンツ更新
- (3) 契約期間 令和7年6月1日（日）～令和10年5月31日（水）
（発行物：令和7年6月号～令和10年5月号）
- (4) 予算額 51,643千円（税込、3カ年の総額）
- | | |
|-------------------------|----------|
| 令和7年度（令和7年6月～令和8年3月） | 14,250千円 |
| 令和8年度（令和8年4月～令和9年3月） | 17,198千円 |
| 令和9年度（令和9年4月～令和10年3月） | 17,296千円 |
| 令和10年度（令和10年4月～令和10年5月） | 2,899千円 |

上記金額は現時点での見込みであり、今後、予算編成の状況により変更する場合がある。予算額に変更が生じた場合には、速やかにその旨を連絡する。また、令和7年度紫波町一般会計予算が議決されなかった場合は、本業務委託手続について停止の措置を行うことがある。

また、令和8年度～令和10年度予算額は、令和7年度予算額を基準として予算要求するものとし、予算額の減額または削除が生じた場合は、仕様の変更または契約を解除する場合がある。その場合は、受託者に対し速やかにその旨を連絡し、別途協議するものとする。

- (5) 契約保証金 紫波町契約規則第22条第2項に基づき、契約金額の100分の5以上を町に納めることとする。※特定の条件に当てはまる場合は、紫波町契約規則第23条に基づいて、契約保証金の全部又は一部を免除することができる

2 広報紙発行方針

(1) 発行目的

行政広報紙として、町の主要施策や重点事業などについて分かりやすく紹介し、町政に対する町民の理解と関心を深め、施策の浸透を図る。また、町民の活動や魅力ある観光資源などを紹介することで、読者の町への愛着を育み、地域の活性化やより良い協働のまちづくりの推進につなげる。

(2) 編集方針

町からの一方的な行政情報発信ツールとしてではなく、町と地域との中間メディアとして、「町と住民」、「人と人」、「地域と地域」をつなぐネットワークの基点となるような紙面づくりを行う。「公正で、分かりやすく、迅速な」情報発信に努め、町で生活する一人一人が、町への理解を深め、つながり合い、町に誇りを持って暮らすことができるような土壌形成を図る。

具体的には、「第三次紫波町総合計画」の基本理念である「暮らし心地の良いまち」を念頭に、循環型のまちづくりや協働のまちづくり、多様性のあるまちづくりの主要施策について分かりやすくお知らせするとともに、別紙の広報紙「しわねっと」に関するアンケート結果に基づき、読者層が少ないと思われる若い世代にも広報紙を読んでもらえるような分かりやすく内容の充実した紙面構成を心がける。

(3) スタッフ体制

本業務の受託者は、次の条件を満たすよう、業務遂行のための十分な人員および体制を確保すること。

- ア 出版、印刷に関する広範かつ高度な知識と豊かな経験を有すること。
- イ 広報紙発行方針に基づき、企画、取材、編集、印刷製本まで一貫した理念の下に進めるため、専属のライターを確保すること。
- ウ 必要に応じ、専門のカメラマンの派遣が可能なこと。
- エ 町のPR紙として、高い次元での象徴性、創造性が求められるため、斬新なアイデアによる紙面構成、

デザインが可能なこと。

オ 全ページのPDF化および特設ホームページでの公開が可能なこと。

カ 広告掲載に伴う、広告代理業務が可能なこと。

3 広報紙仕様等

1 名称	「しわねっと」
2 発行名義	企画・発行：町、編集・印刷：受託者
3 業務内容	<p>町広報紙の発行に関する次の事項</p> <p>(1) 企画構成（町と共同で実施） 年度当初および必要に応じて開催する企画会議に参加すること</p> <p>(2) 取材・原稿作成（町と共同で実施） ア 特集記事の取材、記事作成の協力 イ 指定ページの取材、記事作成および町が提出する資料、原稿による記事作成 ウ 特に必要と思われる場合、専属ライター・カメラマンによる取材・撮影、記事作成</p> <p>(3) 写真・カット等の手配、デザインの実施 必要に応じた写真、カットなどの手配と協力、デザインの実施</p> <p>(4) 割付・校正その他編集 ア 全てのページの割付、その他編集作業 イ 色校正の実施（文字校正は町が行い、PDF形式で電子メールなどを用いて実施する）</p> <p>(5) 広告代理業務 ア 紫波町広告掲載要綱に基づき、広告掲載希望者に広告枠を販売し、町が定める紙面位置に広告を掲載する業務を行う イ 広告を掲載する企業等及び広告内容については、掲載前に紫波町広告審査委員会の審査を受けるものとする ウ 販売した広告枠の数量に、町が定めた1枠当たりの単価及び消費税を乗じた金額を納入するものとする エ 広告枠の大きさは、広報紙の形態に応じるが、広告内容の視認性を確保できる大きさとする。刷色については事業者からの提案とする。 オ 1月当たりの広告掲載数は、既存広報紙の8枠を目安として広報紙の形態に応じて事業者からの提案とする。</p> <p>(6) 印刷製本 全ての印刷製本業務（タブロイド判の場合、広報紙を2つ折り）</p> <p>(7) 納入 131行政区ごとに指定部数を梱包し、指定日の正午までに役場に納入</p> <p>(8) webコンテンツ更新 文字検索が可能なPDFデータを作成し、受託者がインターネット上に有するサーバにおいて、指定日の正午までにPDF形式で広報紙のデータを掲載する（PDFデータは別途、町が指定する方法で納入するものとする） また、受託者がインターネット上に有するサーバ内には、現在公開している平成11年4月号</p>

	<p>以降のPDFデータを掲載するものとする</p> <p>(9) 紫波町公式SNSに公開するコンテンツの納品 紙面とデジタルの連動施策として、町公式「Instagram」及び「note pro」(令和7年3月以降公開予定)に投稿する写真、テキストを提供する</p>
4 規格等	<p>(1) 発行回数 毎月1回発行</p> <p>(2) 発行期間 令和7年6月～令和10年5月</p> <p>(3) 広報紙のボリューム：タブロイド判20ページ相当 ※記事量に応じて増減有り</p> <p>(4) 刷色：事業者からの提案による ※表紙・裏表紙はフルカラー印刷とすることが望ましい。視覚障がい者等に配慮しユニバーサルデザインを心がけること。</p> <p>(5) 紙質：環境に配慮した紙を使用すること。</p> <p>(6) 文字：主にユニバーサルフォントを使用し、記事の小見出しやリード文など、内容を伝える主要な部分については、なるべく12ポイント以上を使用すること</p> <p>(7) 発行部数（住民異動により増減有り）： 令和7年度 1号当たり13,180部 令和8年度 1号当たり13,312部（13,180部×1.01（増加率）） 令和9年度 1号当たり13,445部（13,312部×1.01（増加率）） 令和10年度 1号当たり13,579部（13,445部×1.01（増加率））</p> <p>(8) 発行日（予定）：毎月第2水曜日（祝日の場合は直後の平日） ※行政区長発送日の変更に伴い、年度単位で発行日を変更する場合がある。</p> <p>(9) 納期限（予定）：発行日の前日正午まで（祝日の場合は直前の平日正午まで）</p> <p>(10) 納入場所：紫波町役場</p>
5 制作スケジュール (当初計画)	<p>【令和7年6月号】</p> <p>編集会議 令和7年 5月 8日（木）</p> <p>原稿入稿 令和7年 5月 21日（水）</p> <p>校了 令和7年 6月 3日（火）</p> <p>納品 令和7年 6月 10日（火）（正午必着）</p> <p>※上記は目安であり、日程の詳細については受託者決定後に調整を行う</p>

その他特記事項

- (1) 検収において不備が認められた場合、刷り直しを求めることがある。
- (2) 契約期間内に増刷する場合の単価は契約時の単価とし、基本とするページ単価を乗じたものとする。
- (3) 本紙規格ページ内での記載が困難な記事について、別仕様での印刷を依頼する場合がある。
- (4) 本紙掲載のために撮影した写真、作成したカット等については、町が必要と認める場合、受託者との特段の協議を経ずに、町が発行する他の印刷物に無料で使用することができるものとする。